郵送･電子メールによる入札方法

埼玉県土地開発公社

1. 入札参加資格申請書の提出

・定められた期日までに到着するよう郵送する。入札参加申請書の外に連絡が取れる担当者の名刺又は所属、氏名、連絡先（電話番号及び電子メールアドレス）が分かる書類（１部）を同封する。

・持参による提出は受け付けない。

・申請書の到着は、公告文にある問い合わせ先へ電話にて確認する。（必須）

・申請書の収受は、電話確認をもって収受とみなすため、入札参加者へ収受を証する書類は発行しない。

・期日までに到着しない場合は参加を希望しないものとみなす。

2. 質問書の提出

・定められた期日までに所定の様式を電子メールにて送信する。

・所定の様式はＰＤＦ形式にするなどファイル形式は変更しない。

・電子メールの件名は下記の例のとおり、入札公告日、分類（工事、委託、調達）、質問書の送付と記載する。〔件名例〕●月●日入札公告（工事）質問書の送付

・電子メールの本文には連絡が取れる担当者の氏名、連絡先電話番号、連絡先電子メールアドレスを記載する。

・電子メールの送付先は、問い合わせ先にあるアドレスへ送付する。

・到着を公告文にある問い合わせ先へ電話にて確認する。（必須）

・質問書の収受は、電話確認をもって収受とみなすため、質問者へ収受を証する書類の発行や返信の電子メールは送信しない。

・期日及び時間までに到着しない又は期日及び時間を超えて到着した質問書は無効とする。（埼玉県土地開発公社が使用する電子メールにある日時で判断する。）

・埼玉県土地開発公社側が停電等により電子メールを受信できない場合のみ、ＦＡＸで質問を受け付ける。（受信できないことの判断は電話による到着確認時の状況により埼玉県土地開発公社が判断し、質問者へ指示する。）

・質問の回答は、通常入札と同様に埼玉県土地開発公社ホームページに掲載する。

3. 入札書の提出

(1) 入札書の郵送における注意事項

・定められた期日までに到着するよう一般書留又は簡易書留で郵送する。ただし、配達時間指定郵便、レターパックは除く。

・入札書の収受は、埼玉県土地開発公社到着をもって収受とみなすため、入札参加者へ収受を証する書類の発行や返信の電子メールは送信しない。

・期日までに到着しない場合は失格したものとみなす。

（2） 入札(郵送)方法

・下記のとおり、必要事項を記載した封筒に各書類等を同封して郵送する。

・再度提出や持参による提出、期日を過ぎた提出は、失格とする。

書留 〒330-0074

さいたま市浦和区
北浦和5丁目6-5

埼玉県土地開発公社

総務担当 あて

開札日令和●年●月●日
入札書等在中

入札参加者の
・住所
・商号

【外封筒に入れる書類等】

① 入札日に連絡が取れる担当者様の名刺又は氏名･連絡先が分かる書類(1部)

② 入札者が参加者から委任を受けているときは委任状(1部)

③ 入札書等が入った初回入札用封筒(1式)
＜(内封筒)入札用封筒内＞
ア. 入札書
イ. 入札金額内訳書(公告にあるとき)

④ (希望がある場合)
入札書等が入った再度入札用封筒(1式)
※内封筒の中は再度入札額を記載した③ア､イの書類
※希望に応じて再度入札回数分まで同封

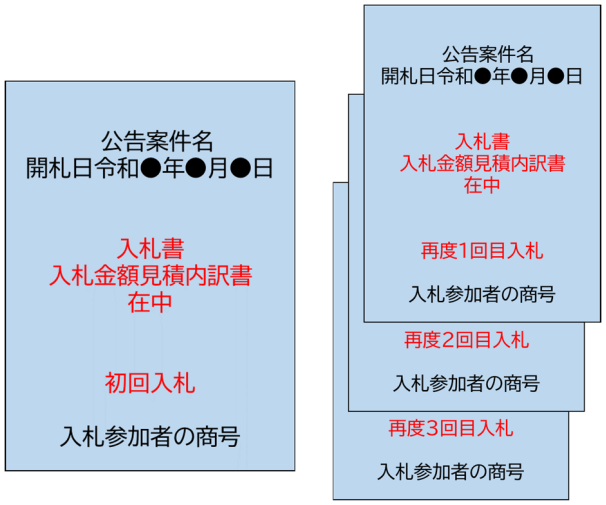

各内封筒は封をし､封印又は封字をすること

4. 開札方法

・郵送による開札を行う場合、入札参加者の開札立会は行わず、埼玉県土地開発公社の入札業務担当者以外で主幹以上の職員１名を立会者として同席させる。

・同額で入札者となった場合には、「郵便入札における「くじ」の方法について」にて決定する。

・上記以外は、通常の入札業務と同様に執行する。

5. 入札の辞退方法

・入札日前日までに到着する郵送が可能な場合は、入札辞退届を郵送する。
・上記のとき、到着を公告文にある問い合わせ先へ電話にて確認する。（必須）
・入札日（又は入札日の前日以降）の場合は、公告文にある入札時間までに入札辞退届又はその旨を明記した入札書を埼玉県土地開発公社へ持参する。

6. 落札候補者への連絡と必要書類の提出

・開札結果は、入札参加者へ開札日の１７時までに参加申請書に記載された電子メールアドレスへ電子メールにてお知らせする。
・落札候補者となった者は、指定された期日までに必要書類を持参又は郵送にて提出する。
・郵送による提出の場合は、到着を公告文にある問い合わせ先へ電話にて確認する。（必須）
・必要書類の収受は、電話確認又は直接受取りをもって収受とみなすため、落札候補者へ収受を証する書類は発行しない。
・期日までに必要書類の提出が無いときは、落札候補者から除外する。

７．その他

・埼玉県土地開発公社・埼玉県道路公社建設工事請負一般競争入札（事後審査型）執行要綱及び公告文、本入札方法に定めが無く不明な点については、公告文にある問い合わせ先へ電話にて確認を行うものとする。
・上記により入札方法等に変更や参加者へ周知の必要があるときは、埼玉県土地開発公社ホームページの入札情報に掲載して周知を行うため、参加者は随時確認を行うこと。

以上

郵便入札における「くじ」の方法について

入札において行われる「くじ」の方法は次のとおりとする。

1 入札書の「くじ番号」欄に任意の値を記入

くじを行う場合に備えて、入札書の「くじ番号」欄に、入札書提出時にあらかじめ任意の３桁の数字「000～999」を記入（「0」の桁も記入が必要）。

なお、記入の無い場合や１文字でも判読できない数字がある場合、「999」の数字を記載したものとみなす。

2 くじの手順

（１） 同額入札者に、「書留お問い合わせ番号」（11 桁）の下４桁の小さいものから順に「抽選番号」（０，１，２，３・・・）を付与する。
※下４桁が同一数字の場合は、下５桁目以降高い桁の数字を順次参照する。

（２） 入札書に記載された「くじ番号」と「書留お問い合せ番号（下 6 桁から下 4 桁まで）」を合計し、その合計額を同額入札者の数で除し、「余り」を算出する。

（３） 上記（１）の「抽選番号」と上記（２）の「余り」が一致したものを落札者とする。

●「書留お問い合わせ番号」とは

郵便追跡用に使用する番号で、次の合計 11 桁で構成され、書留の受領書に「お問い合わせ番号」として表示されるもの。「引受番号」という。

「＊＊＊（3桁）－＊＊（2桁）－＊＊＊＊＊（5桁）－＊（1桁）」
下4桁

例　入札参加者４者のくじの場合

(1)「抽選番号」を付与

業者名	書留お問い合せ番号	下4桁	下5桁	抽選番号を付与
A社	123-45-67890-1	8901	-	1
B社	234-56-78901-2	9012	8	3
C社	345-67-80901-2	9012	0	2
D社	456-78-90123-4	1234	-	0

(2)くじ番号と書留お問い合せ番号(下６桁から下4桁まで)の和を求め、入札者数で除し、余りを算出

業者名	くじ番号	書留お問い合せ番号	合計
A社	123	678	801
B社	456	789	1245
C社	789	809	1598
D社	012	901	913

801+1245+1598+913＝4557

4557÷4者＝1139（余り　1　）

(3)落札者の決定

業者名	抽選番号	落札者
A社	1	○
B社	3	
C社	2	
D社	0	